

## 子どもの権利を守る

子どもは、保護される立場だけではなく、かけがえのない価値と尊厳を持っています。そして、個性や他者との違いが認められ、自分らしく生きることが保障され尊重される存在です。

子どもは全面的な権利の主体です。国際法「子どもの権利に関する条約」に掲げられる原則をもとにその権利は保障され、社会を構成する一員であり大人のパートナーです。

子どもと大人が、お互いの立場を尊重し対等の協力関係を築くと共に、大人が子ども自身の育つ力を応援する視点を持つことが大切です。そして、子どもの最善の利益を優先させる社会をつくることが求められます。

2028年に向けて「品川区子どもの権利条例」の策定をめざすと品川区が表明したことは、子どもの最善の利益を保障するまちづくりの前進と受け止め評価します。

条例策定に際しては、当事者である子ども、行政、教職員、関係機関、市民が意見交換を重ね、合意形成を諮る条例づくりをすすめるよう強く求めます。

障害者権利条約の理念に基づき、教育の場で障がい児を排除しないインクルーシブ教育を実現すること、いじめや不登校で学ぶ機会を奪わない対応と支援、経済的格差が教育機会の格差につながることのない社会の実現を求めます。

子どもたちが「生」と「性」を学び、命と向き合い、性別役割分業にとらわれない男女平等社会の実現、性の多様性を認め合う教育の推進を求めます。

国においても高騰し続ける物価対策は喫緊の課題です。品川区においても生活困窮家庭や、ひとり親、病気療養中の家族がいる家庭などでは、特に子どもに直接影響が及んでいます。一刻も早い救済措置をとると共に、地域で子どもを育てる市民社会の構築が必要です。

子どもが自分らしく生きる権利を保障すること、子どもが主体の学びや体験等の機会をつくること、そして子どもにとって居心地の良いやさしいまちづくりの実現に向けて、以下要望します。

1. (仮称) 品川区子どもの権利条例を制定する際には、策定メンバーに子どもや子どもに関わる団体に所属する当事者等を置き、策定過程を公開する。
2. 「子どもの権利条約」について大人も子どもも学べる機会を設ける。
3. 「子どもの権利条約」に基づき、子ども・若者施策にその視点を取り入れる。
4. 小学生のC A Pプログラムは3年生のみではなく高学年にも拡充し、中学校でも実施する。保育園・幼稚園でも年齢に応じたC A Pプログラムを取り入れる。なお、現在実施しているC A Pの教員研修も継続、拡充する。
5. C A Pおとなワークショップを教員や子どもに接する職員および保護者や地域の大人が受講する機会を設ける。
6. 子どもへの虐待、いじめなど、子どもの権利侵害を救済するためにオンブズマン制度、アドボケイト制度を導入する。制度内容の検討にあたっては市民参画を保障する。
7. 教員の研修にD V (ドメスティック・バイオレンス)・スクールハラスメント、不適切指導を取り入

れる。DVについては、子どもへの直接的な暴力以外にも面前DVも加害に当たることを徹底する。

8. 東京都教育委員会が年に一回実施する「教員による不適切指導の調査」の調査項目の内容については、セクシャルハラスメントに偏らず、生徒指導提要P.105に列記されている事例を参考にするよう東京都に申し入れる。
9. 上記申し入れが実現するまでは、現在の調査用紙に「体罰・威嚇・独断的指導等」についても書き込んでよいことを子どもと保護者に十分に説明する。
10. 教育現場においてLGBTQ+（性的マイノリティ）について子ども、教員、保護者が学ぶ機会をつくる。
11. あらゆる障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）を知る機会をつくり、普段から共に学ぶ教育＝インクルーシブ教育をすすめる。
12. 年齢に合わせた性教育を実施する。その際には外部の助産師、産科医を講師に招くことを検討する。
13. リプロダクティブルース・ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の視点で、性教育を行う。内容にはAIDSや性病、避妊についても取り入れる。
14. 教育機会確保法に基づき、学校以外での子どもの教育の場を認める。民間のフリースクールについても通学費など必要経費の補助を検討する。
15. 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人や外国人だけでなく、起立性調節障害や不登校、ヤングケアラーなど、さまざまな事情により十分な教育を受けられない子どもの義務教育を受ける機会を保障するために、夜間中学を創設する。
16. 保護者に就学時検診が任意であることも通知する。
17. 英語のスピーキングテスト(ESAT-J)を高校入試でおこなうことは、子どもの個人情報流出のほか急な進路変更の懸念、精神的リスクを伴うため実施しないよう都に申し入れる。
18. 中学生への自衛官募集の通知について、自衛隊への情報提供を希望しない子どもや保護者のために国へ募集対象者情報の除外ができるよう申請制度をつくる。

### 子どもを取り巻く環境を良好に整備する

子どもを取り巻く環境に求められるのは、子どもたちの「自尊心」と「自己肯定感」を自ら育むことができる遊びの場、安心して学び過ごせる時間と空間です。子どもが過剰なストレスを感じてしまう現在の管理教育を見直し、心豊かな発達と健やかに成長できる場の確保が必要です。

私たちの身のまわりには、5万種を超える化学物質が日常使う生活用品や食品に含まれているといわれています。このような物質による人体や環境への影響は計り知れません。

区立の小中学校の建て替えや、区立保育園幼稚園の園庭改修に伴い、校庭・園庭を「プラスチック製人工芝生」にすることは中止を求めます。プラスチックとは、すなわち化学物質であり、近年大きな問題となっている有機フッ素化合物や、精子の減少を招く疑いが指摘されているベンゾピレンなども含まれているからです。子どもへの悪影響が強く疑われるものを品川区が使うべきではありません。

遺伝子組み換え食品の表示制度が変わり、遺伝子組み換え食品を摂取してしまうリスク

がさらに増しました。また、ゲノム編集食材の流通もあり、公給食での子どもの食の安全確保をすすめることができます。

子どもたち一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を目的に、文科省の GIGA スクール構想が進み、IT や ICT 技術を学ぶことへ拍車がかかっています。利便性は増しますが、一方で子どもに及ぶ電磁波の健康影響が懸念されます。その点を考慮して、対応と対策を講じるよう求めます。未来を担う子どものため、健全な発達と生育を守るために、保育園・幼稚園・学校および子どもが利用する施設では特に注意と対策が必要です。

2011 年の東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響は、いまだに多方面で継続しています。14 年経った今も、福島県内では未だに帰還困難区域があり、廃炉プロジェクトも遅々として進んでいないのが現状です。この現実に向き合えば、どこにおいても大きな地震が起きる可能性が高い日本で、原子力発電をおこなうことは許されません。昨年起きた能登半島地震においても、もし、志賀原発と珠洲原発が稼働していたらその被害の大きさ、悲惨さは想像を絶するものがあります。

日本が進むべき道は、脱原発、再生可能エネルギーの推進しかなく、まずは、全ての区有施設が再生可能エネルギー由来 100% になるように拡充すること、区内企業や区民の生活での再生可能エネルギー由来の電力活用が進むよう、再生可能エネルギーへの転換の必要性を周知することや補助の拡充を求める。

- 区内全ての子ども施設で提供される給食について、食材単品検査による放射能測定を実施し公開する。
- 学校給食の安全確保のため、区独自のガイドライン(食材規格書)をつくる。
- ゲノム編集食品も遺伝子組み換え食品と同様に、可能な限り避ける。表示義務のないゲノム編集食品については区から国へ表示を求める。
- 学校給食がなく、残念ながら長期休みに昼食を抜かざるを得ない子どもたちが存在します。長期休み中にも給食を提供できる「給食日」を設ける。
- まもるっち(携帯電話)や学校の Wi-Fi 環境による電磁波の影響を利用者に知らせる。また、この影響を受けやすい子どもには配慮する。
- 公共施設で特に子ども施設には、中継基地局を設置しない。
- 区関連施設の中継基地局の位置を公開する。
- 公園改修の際には、地域の子どもをはじめとした市民と保育園などの要望を聞き、話し合いながら進める。
- 教育現場において、障がいの特性について子ども、教員、保護者が学ぶ機会をつくる。
- 教育現場において障がい児の親の付き添いを求めないことを徹底する。その際には支援員制度も柔軟に運用することも検討する。
- 在住外国籍及び帰国児童・生徒への語学指導を充実させる。保護者のためには母語のできる人材を学校に派遣しサポート体制を整える。
- 学校図書室に専任の学校司書を配置する。
- 学校図書館に日本語を母語としない子どもが読める本を収納する。
- 児童センター等で子ども自身が相談できる環境整備をはかる。

15. 空き家を活用した子どもの居場所づくりなど、子どもが安心できる場所を各地域につくる。
16. 保育園の増設にあたり、保育の質の確保に向けた職員研修を充実させる。また研修を受ける職員の補充をおこない、支援する。
17. 都、国による保育士待遇改善に向けた制度が、保育士個人の待遇改善につながっているか、区が積極的に調査する。
18. 香害と化学物質過敏症について周知・啓発を継続する。
19. プラスチック製の人工芝生は蓄熱し、静電気を発生させ、最終的にはマイクロプラスチックとなって環境中に排出される。プラスチック製人工芝生には有機フッ素化合物(PFAS)などの有害化学物質も含まれている。子どもへの悪影響を鑑み、校庭・園庭での使用を中止する。
20. 人体に有害なグリホサート等を主成分とする除草剤を子どもが接する学校や公園、通学路において使わない。
21. 各学校で実施されるJアラート訓練は無意味なので中止する。

### 誰もが安心して暮らせる地域福祉

2024年策定の第4期品川区地域福祉計画によると高齢者人口は2025年20.1%、10年後の2035年は22.7%と推計しています。また高齢者のいる世帯の単身世帯の割合は2020年で41.2%と20年前に比べると7.6%増加しており、今後も増加傾向が予測されます。高齢社会となっていることに加え、家族の形態は高齢者の一人暮らしが増えている現状が明らかです。世帯のあり様の変化を捉え、介護人材の確保や支援制度の見直しや構築等、諸課題を解決する制度の整備が急務です。

介護保険制度は、昨年の法律改定で訪問介護報酬が削減されたことにより小規模な事業者は事業継続ができず倒産が相次ぎました。結果、要介護者も介護者が見つからないという状況が発生しています。国の判断ミスは否めません。一方で、自治体の役割と裁量の範囲は拡大され区民に寄り添った工夫ができるともいえます。「地域包括ケア社会」実現のための施策を求める。

「住み続けられるまち品川」を区は推進しています。しかし、大家さんの相続などによる土地売却や再開発で転居を余儀なくされる場合に、特に高齢が理由となり新居探しが難しい状況があります。高齢者への居住支援の取り組みは急務であり、居住支援協議会の役割は極めて重要です。

障害者権利条約では、“障害は個人にあるのではなく、社会の障壁が障害である”と定義しています。そして障害者差別解消法において、障がいを理由に差別をしてはならないと定めました。しかし、社会の障害への理解は未だ深まってはいません。区としてさらに理解啓発への取り組みの充実を求める。

また、品川区の具体的な施策においても、例えば視覚障がい者、聴覚障がい者への情報保障の不徹底、知的障がい者や精神障がい者の居場所や活動の場が少ないなど不備も多く、一刻も早い解消が求められます。誰にとっても暮らしやすい地域社会をめざして、以下要望します。

1. 品川区障がい者差別禁止条例を制定する。
2. 医療的ケアの必要な障がい児者へ、重度身体障害者（児）居宅支援事業で看護師派遣を拡充する。
3. 重度訪問介護については在宅生活に必要な支給を認める。
4. 障がい者への支援時間を国の総合支援法に則った時間を支給する。
5. 障がい児者が地域で自立するために、区内に不足している通所施設やグループホーム・ケアホームを拡充する。
6. 施設建設にあたっては、計画案が確定する前の段階で、予定地とする地域住民・当事者と協議し、意見を反映させながら計画をすすめる。
7. 障がい児者への日常生活の援助としての日常生活用具の検討は、予め当事者の意見聴取を必須とする。品目の選定には当事者の意見を反映する。
8. 胃瘻施術の幼児もショートステイを利用可能にするよう施設の体制をはかる。
9. 障がい者就労継続支援のためのジョブコーチ制度を充実する。
10. 障害者就労継続B型の利用者への通勤費支給制度を復活させる。
11. 精神障がいを対象とする地域拠点相談支援センターは「たいむ」一か所しかないため、拡充する。
12. 精神障がいを発症する時期が思春期前後であることが多いため、はやすく医療につなげるためにも思春期前後の子どもたちおよびその保護者に精神障がいへの理解を進める講座を開く。
13. 「だれでもトイレ」を新たに設置するときには、ユニバーサルベッドを設けることを原則とする。設置にあたっては、当事者立ち会いのもと意見を聴く。
14. 介護保険の適用年齢になっても必要な障がい者福祉制度が利用できることを周知徹底する。
15. 特別区人事委員会の、障がい者を対象とする採用選考について、視覚障がい者の試験において、点字と共に音声読み取りデータによる受験も可能になったことを、区内当事者に広報し、受験を促すとともに積極的に採用する。
16. 手話通訳者、ガイドヘルパー、介護ヘルパー等の支援をおこなう人材養成を区は率先しておこなう。また人材育成への助成制度を充実させる。
17. 介護をする人が離職しないですむ相談体制の充実と支援のしくみを早急につくる。
18. あらゆるケアラーの家事支援制度を構築する。
19. 調査対象から漏れていた低学年へのヤングケアラー調査を実施する。
20. 品川区ケアラー支援条例を制定する。
21. 老老介護者への相談機能を充実する。
22. 居住支援協議会の機能の拡充をはかる。
23. 生活にまつわる相談窓口について、相談内容が外に漏れることがないよう配慮された部屋（聴覚障がい者については手話が他者に読み取られないための配慮がされた部屋）などを準備する。

### 若者を取り巻く環境を整備する

厚生労働白書（2024年）によれば、非正規雇用労働者は労働者の4割を占めています。一概に非正規雇用が問題とはいえませんが、正規雇用を希望しているにもかかわらず、非正規雇用で働く割合は、特に25歳から34歳の若年層は11.2%（2023年）と示されています。若者を取り巻く環境は、自己責任では済まされないと認識する必要があります。区の施策

でも、若者支援は抜け落ちています。

次世代を担う若者が、希望をもって働くことができ、将来にわたるライフプランを描ける社会が望されます。また就労後でも、学びたい人が学び直すことができる社会体制を整えることが必要です。

親の経済的格差により教育格差が生まれています。進学準備や勉学に必要な給付型奨学金制度の創設は急務です。品川区では、2026年度から一部の大学学部への進学者へ向けて給付型大学奨学金制度が創設されました。生活者ネットワークとして評価しますが、対象学部や募集人数の拡充を求める。

若者への支援は、子どもの貧困問題、さらに子育ち支援施策と連動します。これらも視野に入れ、以下要望します。

1. 高校生、大学生の学びたいに応える給付型就学金制度の拡充を検討する。
2. 女性、若者就労支援の対象者を単身女性や非正規雇用の人たちにも拡大し、きめ細かい支援の枠組みを拡充し就労につなげる。
3. 若者の生活困窮者支援策を充実させる。
4. ひきこもりの人たちに対して家族を含めた支援策を拡充する。
5. ひきこもりの若者やその家族への支援の一環として、すでに他自治体で進んでいるオンライン空間での対話や支援の機会について品川区でも研究する。
6. 疾病などの理由で就労困難な状況が継続し、経済的困難に陥ってしまう家庭には、より具体的な支援を充実させる。また雇用に向けた相談体制の充実をはかる。
7. 区内の事業者の育児休業・介護休業の実態調査を区が行う。
8. 育児休業、介護休業を男性が取得しやすい環境を区が率先して整える。
9. 子どもを連れて就労相談しやすいように託児制度を拡充する。
10. 「介護支援計画」の会議のなかに、ヤングケアラー・若者ケアラーの視点を盛り込み、支援の拡大もはかる。

### ドメスティック・バイオレンス(DV)対策、ジェンダー問題

2024年3月に「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」が制定されました。4月には国の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されています。残念ながら周知が進んでいるとはいえない。

女性施策「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の中で、家庭暴力被害者の立場に立った相談の充実の項では、「相談窓口の充実、一人ひとりの状況相談機関の連携」を掲げています。しかし、相談日程が限定期的であり、窓口が分かりにくかったりなど広報は不充分であり、法律や制度の認知度は低いのが現状です。被害者側に立った支援になっているとはいえない。

最初の相談から、次の段階の具体的な支援につなげるための相談体制について、品川・生活者ネットワークは、現実は縦割りとなっている行政のあり様を繰り返し指摘してきました。

犯罪であるドメスティック・バイオレンス (DV) は、目に見えやすい「身体的暴力」のほか、特に見えにくい「精神的暴力」「経済的暴力」がありその被害は一層深刻です。その中で「何が暴力に該当するのか」という点については、まだまだ啓発が必要です。現在、区の施策として「暴力」については精神的・経済的な暴力は「命の危険が迫っていない」として不利な扱いを受ける点が見られます。幼児虐待の背景にも、夫婦間に DV があり恐怖心などから支配関係にあった結果、子どもの命を守りきれなかった事件が後を絶ちません。子どもは虐待や体罰を受けることで、脳の大事な部分が萎縮するという研究結果が出ています。またこのことにより、大人になってから精神疾患を患う可能性があることも判明しています。DV と子どもの虐待が無関係ではない事象をしっかり認識し、区の支援体制の強化を求めます。

DV に限らず、ハラスメントや差別などの暴力について、啓発と相談先の確保、被害者への支援を求めて以下要望します。

1. 「品川区ジェンダー平等推進条例」の内容を区民に広く啓発する機会を設ける。
2. 性的マイノリティへの理解を深める講座をさらに充実させる。
3. DV被害者への児童扶養手当の支給要件から裁判所の保護命令を削除するよう国に求める。
4. 教育現場においてDV・デートDVについて学ぶ機会をつくると共に、市民が学べる機会も保障する。
5. 相談に訪れた区民、相談を受ける区職員双方の負担軽減のため、相談内容の聞き取りが一度で済むよう相談カルテを導入する。
6. DV防止条例を市民の参画で制定する。
7. セクハラ、DV相談者の二次被害を防止するため、職員研修をおこなう。
8. 男性のDV被害者が相談しやすいように相談窓口の周知徹底と拡充、男性も相談しやすい配慮をおこなう。

## 防災・減災のまちづくり対策

気候危機回避は今や世界全体で早急に解決すべき大きな問題です。危機は毎年の大型の低気圧や台風の発生という形で表れており、日本各地に多大な被害を及ぼしています。

気候危機回避に取り組むと同時に、豪雨や大型の台風は毎年起こる問題として、防災・減災施策の強化、適切な避難所の運営などに取り組む必要があります。

目黒川や立会川が流れる本区では、河川の氾濫対策も大きな課題です。今年9月11日の豪雨は区内各地に浸水被害をもたらし、立会川の氾濫も引き起こしました。避難所の見直しも含めて区の防災・減災施策について新たな取り組みが急がれます。

大規模災害を想定した時、発災時にまず機能するのは地域の自助・共助です。そしていざという時、自助・共助を有効に働かせるのは「地域コミュニティ」です。ところが現在の品川区に置いては地元住民の合意を得ないままに進む大規模再開発や、都市計画道路の推進によるコミュニティの分断が進んでいます。防災・減災の視点からも大規模再開発や都市計画道路について見直すべきです。

自助・共助は当然としても、被害の想定やそれに対しての備えや避難方法の啓発など、自助・共助を可能にするしくみづくりは自治体の役割です。特に災害弱者の障がい者・高齢者・子ども・妊産婦に加え、路上生活者への支援を視野に入れた被害想定は急務であり、その支援は優先的に計画されるべきです。また、実際に被災した後の避難所の運営については、避難所運営会議での議論に要支援者の視点を取り入れることが必須です。

多様な視点、災害弱者の視点が反映された防災・減災のまちづくり実現をめざして、以下要望します。

1. 品川区の「新防災計画」では、発災時には病院、診療所は防災協定により、避難所で医療提供を行うため閉院となる。区民が診療を受けに来ても診療は受けられず、混乱が予想されるため「新防災計画」について周知徹底をする。
2. 避難所となる公共施設の運用に高齢者・障がい者・女性の意見を取り入れ、「品川区防災計画」の発災前/避難所連絡会議、および発災後/避難所運営会議のメンバーの4割以上が女性となるよう地域を促す。
3. 区として日常から、災害を想定した医療体制について品川・荏原両医師会と連携を図る。
4. 障がい当事者が参加できる避難所一泊体験事業を区で実施する。
5. 学校避難所運営の訓練を全校で行なう。
6. 避難訓練に障がい者の参加を促す周知を分かりやすく広報する。
7. 避難所となる学校・公共施設周辺には燃えにくい樹木を植える。
8. 災害弱者の視点で、避難道路・通学路・生活道路等の点検をおこない、街路灯その他の付帯施設の安全確認と補修整備を進める。
9. 災害弱者の個別避難計画策定を早急に進める。
10. 災害時に活用できる井戸所有者と災害協定を結び、公開する。
11. 雨水流出抑制施設の整備を高台で促進することが有効であることを区民にも周知し、洪水予防策を講じる。
12. 雨水タンク設置助成制度の広報を拡充し、広報の中に、雨水タンクは合流改善に繋がることと、災害時の生活用水として活用できることなどを盛り込む。
13. 洪水対策として公共施設建て替えの際には、トイレの水に雨水を利用する設備をつくる。
14. 公共施設は雨水浸透施設設備（雨水浸透マス）を義務付ける。
15. 災害時の公衆電話設置の必要性を認識し、現時点で区内に設置されている公衆電話の設置場所を区民および区外からの来訪者に広報する。併せて設置拡大に向けた協議を行う。
16. ハザードマップ該当地域には、地域に即した防災対策一覧を配布し、街中には多言語での注意喚起を掲示する。
17. 防災・減災のまちづくりの観点からも大規模再開発や都市計画道路について見直す。

## 環境・みずとみどりのまちづくり

みずとみどりのまちづくりを掲げる品川区ですが、公園改修や街路で樹木の伐採が住民に知らされないまま行なわれています。樹木は二酸化炭素を吸収し、夏季には日光を遮り、日

影が暑さを和らげる効果があります。また、コンクリートやアスファルトで固められていな  
い地面は、雨水を吸収し、河川の急な増水を防ぐ効果があります。自然の樹木の少ない都会  
であるからこそ意図的に土とみどりを増やすまちづくりが求められます。

プラスチック問題はいまや、世界的な問題となっているマイクロプラスチックに限らず、  
自然体系へ多大な悪影響を及ぼしています。焼却すれば有害化学物質を大気中に排出し、燃  
やさなければ環境中にそのまま出て最終的にはマイクロプラスチックになります。

2022年4月制定のプラスチック資源循環促進法はリサイクルを中心としており、  
プラスチック問題の根本解決にはなりません。プラスチックは便利な素材ですが、感染予防  
などどうしても必要なものには優先的に使用し、リサイクルやリユースよりも発生抑制「リ  
デュース」に力を入れていくことを優先すべきです。

生活者ネットワークが長年主張してきた環境優先のまちづくりは、気候危機への意識の  
高まりからようやく社会的な合意となり、SDGsの17項目の目標達成が声高に唱えられ  
るようになりました。ESG投資やエシカル消費など、お金の流れも環境問題に重点を置く  
ことが求められるようになりました。しかし、具体的な社会生活の場面ではまだ環境よりも  
経済性や便利さが優先されていることが多いのが現状です。

区としては、具体的な施策の中で環境優先の姿勢を明確に示すべきです。また、区民に  
対しては一人ひとりが取り組める環境施策が進められるよう、以下要望します。

1. 「まちづくり基本条例」を制定する。制定に向けては、市民、行政、関係機関の合意形成を諮りながらすすめる。
2. 再開発計画該当地域には、ヒートアイランド対策として樹木や天然芝生のある公園を設置することを義務付ける。
3. みどりの保存事業を拡大し樹木の保存に努める。
4. 雨水利用のトイレタンク設置に助成する。
5. 一定規模以上の民間施設にはトイレの雨水利用を促す。
6. 公園改修は事前に情報の公開をおこない、幅広い市民の参画で公園づくりをすすめる。
7. 全区立学校において、太陽光発電パネルの設置や、再生可能エネルギーによる電力調達などをおこなう。発電表示パネルを設置したり、どのような電力を調達しているかなどの説明パネルを掲示し、環境教育に活かす。
8. 再生可能エネルギーの利用を促進する。太陽光パネル設置以外にも再生可能エネルギーを利用するしくみがあることを啓発・周知する。
9. 2021年度に政府が掲げた「2030年度までに2013年度比46%のCO<sub>2</sub>削減」実現のため、区の本庁舎ほか、すべての区の施設の電力を自然エネルギー由来に切り替える。
10. プラスチック資源循環法に基づいて回収したプラスチックの再商品化計画を着実に進める。
11. 併せて、プラスチック製品については、再商品化以前にリフューズ、リデュースが重要であるこ  
とを区民に周知徹底する。庁舎内、および区の関連施設においてもまずリフューズ、リデュース  
を徹底する。
12. 区有施設において、プラスチック由来の人工芝生の使用を禁止する。
13. イベントでリユース容器を活用して、リユースが有効に機能するためにデポジット制度を積極的  
に取り入れる。

14. 冊子「ごみ・資源の分け方出し方」を活用し、ごみ出しのルールを転入者にきめ細かく周知する。
15. リチウムイオン電池の回収に当たっては、どういうものが該当するのか、わかりやすい広報に務める。
16. 化学物質過敏症の方が避難できるシェルター(住居)を区に確保し、共用する制度をつくる。
17. 「香害」香りの害、化学物質の被害について現状を把握し、対策をとることを区がおこなう。
18. 羽田新飛行ルートやリニア新幹線工事による環境悪化、健康被害が懸念されるため、該当地区の環境アセスメントを国に実施するよう求める。また区としても当該区として積極的に調査をおこなう。

## 国際理解

世界にはさまざまな民族が暮らし、文化、宗教、価値観などの違いがあります。その社会の中でそれぞれを理解し尊重し合って共生していかなければなりません。

品川区で暮らす外国人は年々増加傾向にあり、未来を担う子どもたちが、諸外国と友好関係を築いていく架け橋となれるような交流を深める施策は極めて重要です。

「戦争」は人権侵害そのものであり、最大の環境破壊です。続くウクライナでの戦争、パレスチナでの人道無視の攻撃は、国際情勢をますます複雑に不安定化しています。不戦を誓った憲法を持つ私たち一人ひとりに平和を守り続ける意味が問われています。

過去の悲惨な戦争を経験した世代が高齢を迎え、区内の戦争被害についても語り継ぐことが困難になっています。過去に起こしてしまった戦争を知り、子どもの時から平和と人権について学ぶ機会を増やし、時には他国の人たちと実際に交流する機会をもつ取り組みを要望します。

1. 小中学生や若い世代への平和教育の機会拡大をすすめる。
2. 学校でのJアラート訓練は中止する。
3. 関東大震災の際に品川区内でもジェノサイドが起きていたことを知る機会を創出する。
4. 日本が行った戦争加害について知る機会を設ける。
5. 市民との連携で戦争の記憶を継承する常設ブースを設置する。
6. アジアの文化や歴史について国際理解を深めるために市民と国際友好協会が連携できる体制をつくる。いろいろな国の大天使館が集まる品川区でお互いの価値観、違いを学ぶ機会を設ける。
7. 在住外国人の利便性をはかるため、さまざまな外国語ができる人材バンクをつくる。
8. 日本語を母語としない人たちへの教育を充実する。
9. 外国人の相談窓口の拡充や母語による生活情報・防災情報等を充実させる。

## 市民政治

行政が取得した情報は、税金をかけて聴取・作成したものであり『区民の財産』であることを全庁的な認識として徹底すべきです。区民が『区民の財産』である情報の開示を求めた時には、積極的に開示することを品川・生活者ネットワークは一貫して求めています。

予算書、決算書、教育委員会の会議録、さらには各種審議会等の議事録、行政評価等々が区の公式ホームページに公開され、情報公開が進んでいることは評価します。しかしながら、全庁的に公開の時期には課題があることは否めません。意識改革と改善を求めます。

区民には、まちづくりの一端を担う権利があり、義務があります。そのために以下要望します。

1. 「羽田新飛行ルート問題」「リニア中央新幹線問題」など国や事業者による工事であっても、区民の生活に直接影響があるものについては、区が責任をもって区民の立場に立って、事業主に適切な対応をおこなう。
2. 「再開発」の名の下、税金が投入され、区職員が説明会等にも参加している。説明会の主催者と参加者の市民の間でトラブルが起きた場合、中立の立場で仲介の役割を担う。
3. 自治基本条例を制定する。
4. 情報公開制度を利用しやすくするために情報公開一括窓口を開設する。
5. 市民の私有財産が毀損されないように努める。また公的財産も市民の財産であり、使い方については市民参加で決定していく。
6. 公共施設の改修、跡地の利活用および大規模工事については、計画案の決定よりも前の段階で市民と協議し、意見を反映させながら進め公開する。
7. 計画段階から行政施策への市民参画を保障する「市民参加条例」をつくる。
8. パブリックコメント募集告知を区ホームページトップのバナーに加える。
9. 議会基本条例を策定する。
10. 各所管からの予算請求に始まる、予算の策定過程が公表されるようになった。税金の配分の説明責任を果たすためにも、議会の予算審議前の段階で公開する。
11. 事務事業評価の結果は、年度末ではなく議会の予算審議前の段階で区ホームページに公開する。
12. 議会の認定を求める決算書（事項別明細書）は第3回定例会開始前に区ホームページで公開し、区民に知らせる。
13. 各議員の請願・陳情の賛否を公開する。
14. 請願・陳情の内容を議事録に表記する。